

# 令和 4（2022）年度事業計画書

## 1. 概 況

令和 4 年度（以下「令和」は略す）の我が国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響下にあるものの、3 年 9 月末の緊急事態宣言および蔓延防止等重点措置の解除以降は、厳しい状況は徐々に緩和され、しばしの小康状態にあった。しかし、その後の変異種・オミクロン株による同感染症が病毒性は低いものの感染力が異常に高いという特色を持ちつつ続いており、新型コロナウイルス感染症対策 3 年目の特殊事情の中ですべてが推移、依然として厳しい状況が予想されます。

この事は内閣府の月例経済報告にも見られ、1 月報告は「景気は新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きがみられる。」としたものの 2 月報告では「景気は持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる。」と表現。デルタ株からオミクロン株への置き代わりによって驚異的に感染が拡大する状況下で政府は、1 月 9 日から 3 県を対象に「まん延防止等重点措置」を同月末までの実施を発表。その後も拡大が続く中で同措置の指定を拡大し、2 月 10 日には 13 都県で延長、1 県に追加適用を決定するなど 36 都道府県を対象に同措置を実施。オミクロン株の特性を踏まえたメリハリのある対策—学校や保育所、高齢者施設等における感染防止策の強化、臨時の医療施設等の整備、1 日 100 万回目標を踏まえたワクチン 3 回目接種の加速など—経済社会活動を継続させる環境を維持しながら安全安心を確保することに取り組んでいます。

今後の経済運営にあたっては、ウイズコロナの下で、社会経済活動の再開・継続を図りつつ安全安心を確保していくとともに「経済対策」を迅速かつ着実に実施し、公的支出による下支えを図りつつ、消費や設備投資と言った民需の回復を後押しし、経済を民需主導の持続的な成長軌道に乗せていくとし、政府は「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとする「新しい資本主義の実現」を提唱。具体的には「科学技術立国の実現」、地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」、「経済安全保障」を 3 つの柱とした成長戦略を国主導で推進、経済成長を図ることとし、その成長の果実をしっかりと分配することによって国民に実感ある成長を実現することとし

ています。特にコロナ禍の暮らしの中で医療従事者をはじめ、介護や保育、清掃員に至るまで社会基盤を支える人々の公的関与の在り方や抜本的見直し、少子化対策等を含む全ての世代が支えあう持続可能な全世代型社会保障制度の構築を柱とした分配戦略に取り組むとしています。

そうしたことから、4年度の経済見通しは実質 GDP 成長率が 3.2%程度、名目 GDP 成長率が 3.6%程度を見込み、公的支出による経済下支えのもと、国内総生産・GDP は過去最高が見込まれ、民需主導の自律的な成長と「成長と分配の好循環」の実現に向けて着実に前進。消費者物価（総合）変化率は 0.9%程度を見込んでいます。また、日本銀行には感染症の経済への影響を注視し、適切な金融政策運営を行い、経済・物価・金融情勢を踏まえつつ、2%の物価安定目標の実現を期待するとしています。

いずれにつけ、本年の先行きは「新型コロナ・オミクロン株感染対策の成否がすべてを決する」と言えるでしょう。ワクチンの3回目接種の動向と治療薬の創薬、加えてコロナ感染による異常な経済社会の常態化のもたらす日常変化や国際関係の変化、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要があると言えます。加えて、ロシアの「ウクライナへの侵攻」という第三次世界大戦の危険をはらむ事態が勃発。事態は容易ではないと思われれます。

私たちを取り巻く身近な環境は、少子高齢化が進み我が国が完全に人口減少の国勢減退期に入ったと言えるでしょう。全国的に都市への人口流入が進み過疎格差が顕著になっています。

そのようななか、数少ない人口増加県であった本県も 1,416,952 人（平成 25 年 10 月）をピークに減少に転換。昨年までは横ばいもしくは微減で推移してきたが、県統計課「県の人口と世帯数」によると本年（令和 4 年 1 月）は総数 1,408,669 人（内外国人 28,664 人・世帯数 579,506）となり、昨年（2 年 10 月）データ県民総数 1,412,415 人（内外国人 28,596 人・世帯数 577,662）と比較すると県民人口は 3,746 人（元年減少人口・1,544 人）減少しているにもかかわらず、外国人人口が 68 人の増加。特に県民世帯数は 1,844 世帯増加（前年・3,716 世帯増加）しており、増加率こそ鈍化しているものの伸びる結果となっており、例年のごとく世代間同居からそれぞれが独立して住居を構える世相の変化をより顕著に示し、更にその傾向に拍車がかかっています。

これを地域別にみると南部地域（草津・栗東・守山・野洲）347,921 人（24.7%）次いで大津市域 342,919 人（24.3%）となり、2 地域で県域人口の 49.0%をしめ、いずれも人口増加地域であり、減少率の最も高

い高島地域（-1.5%）をはじめとして 5 地域すべてが人口減少地域となっています。

こうした人口動態を大津市域で見ると、大津市人口は 342,500 人（27 年 3 月）をピークに減少・横ばい傾向にあったが、31 年 2 月は 342,783 人（148,028 世帯）と増加に転じ、2 年 2 月では 343,778 人（150,252 世帯）、3 年 2 月 344,043 人（152,163 世帯）、4 年 1 月 344,247 人（153,797 世帯）と更に増加を示し、県域の人口動態を牽引する動きにあります。

さらに地域を絞り、当霊園の位置する近隣・瀬田 4 学区の人口（4 年 1 月・大津市学区別人口統計表）を見てみると、瀬田北・19,168 人（8,586 世帯）、瀬田東・15,588 人（6,928 世帯）、瀬田・14,683 人（6,020 世帯）、瀬田南・15,362 人（6,870 世帯）併せて 64,801 人（28,404 世帯）となっており、前年・3 年 2 月に比し、人口が 264 人（384 世帯）増加しており、近隣の青山学区 10,929 人（3,690 世帯）ではさらに新しい街づくりが続いている状況にあります。

加えて県南部地域は草津市が 14 万人、守山市が 8 万人、栗東市が 7 万人、野洲市が 5 万人、併せて 34 万人、大津市を超える人口規模を擁し大津市（人口増加率・0.06%）を超える人口増加率（県南 4 市・0.56%）を誇る地域であり、当霊園を取り囲む周辺地域は依然「賑わいと繁栄」の環境にあることがうかがえます。

## 2. 計画の初めに

このような情勢を踏まえるなか、いま私たちを取り巻く環境は多様性を極めています。全国的に人口動態統計から見える少子化・核家族化、加えて絶対的人口減少社会の到来のなかでも、当霊園をご利用いただくバックボーン地域はいまだ人口増加の状況にあり、まだ恵まれた環境にあると言えます。

しかし、世は 3 年目を迎えるコロナ禍のなかで「新しい関係の構築」が論じられ、経済活動も様変わりの状況にあります。ソーシャルディスタンスの確保やテレワークの推進など、これまでの経験にない戸惑いの中での令和 4 年度事業の展開ではありますが、霊園創設 30 年の歴史を振り返り、多くの先輩たちが描き・画策した霊園の理想像を検証し、将来展望に立った新たな挑戦の年としなければなりません。

加えて、本年は第 2 次中期経営計画の第 4 年度として「公園墓地を通じた豊かで潤いのある暮らしの実現」をめざして、公益財団法人として

の使命を積極的に果たしつつ、自主自立的で強固な経営基盤を確立し、母体となった地域住民を始め、広く一般市民・利用者に寄り添い、その豊かな暮らしの実現に貢献することを目標に、霊園の取り組む永代供養構想の具現化、細やかな墓地管理への配慮や利用者にやさしい新提案等公益法人会計基準にのっとり、堅実健全な事業運営を旨とし、令和4年度事業計画を進めて参ります。

### 3. 事業方針

公益財団法人としての責務を果たし、特に利用・使用いただく方々の利便性と満足度を高めることを目標に、次の事業方針のもとに活動します。

#### (1) 信頼と期待に応える霊園事業の運営

公益性は広く不特定多数の人々の利益の増進を求めます。当霊園は地域の発展・拡大の中で誕生し、今日を迎えています。創立の原点を思い起こし、地元対応を重視しつつ、波及的墓地需要への計画的供給を図り、公益法人として市民や利用者からの信頼と期待に応えられる事業運営を行います。

#### (2) ニーズに応えた永代供養墓の設置・運営

時代的要求ともいえる「家から個」への墓地需要の変化の中で、求められるお墓の形態も多岐にわたっています。そのようななか、当霊園の提案できる永代供養・合葬墓を構築運営し、従来の利用者や新規使用者に幅広く「安心とやすらぎ」をお届けできる霊園施設の充実を行います。

#### (3) 「やさしさの霊園」への実践活動を！

超高齢化社会が進行し、ともすると熟年偏重になりやすい霊園活動にあって、開園30周年記念事業で整備できた充実の施設をフル活用し「やさしさ最優先」で事業活動を展開します。特に休憩施設活用視点から巡回バスの可能性を追求します。あわせて、地域融和や青少年健全育成の強化策にも配慮し、老若男女誰しものが隔てなく参画できる取り組みを強化します。

#### (4)「四季の美」をめで、充実の公園墓地を！

自然豊かな広大な敷地と環境を生かし、周辺の住空間との調和を図りつつ、四季の移ろいと潤いの感じられる市民の憩いの場と、墓地としてのやすらぎの場が併存する公園的墓地施設を目指します。

そのため、使・利用者の利便性の向上、訪れる人々の安心安全を基本の施設の整備・充実に力を注ぎます。

#### (5) 長・中期計画で確かな「あゆみ」を！

開園 20 年から開園 30 年へー。確かなバトンを受け継ぎ、更に開園 40 周年へー。中期経営計画との整合性を図りつつ、5 年先、10 年先を見据え確実なあゆみを記します。

#### (6) 管理体制の強化とたゆみなき合理化追求

公益管理の体制が固まる中で、改革・改善への問題意識を持ち管理体制の充実と事務所力や事務改善能力の向上に努め、確実・堅実の法人経営に加え、合理化や原価意識の醸成を図りつつ革新的管理体制の実現に取り組みます。

### 4. 事業計画の主な内容

#### (1) 信頼と期待に応える霊園事業の運営

##### 1) 年間永代墓地使用の計画的推進

地域住民の日常生活と直結した墓地霊園事業は計画的安定的な供給が究極の責務と言えます。当園では A,B,C・3 種類の定型区画の墓地提供を行っていることから順序良く整然とした墓地使用に努め、中期計画にのっとり本年は 70 区画の使用許可を計画し、事業に取り組みます。

##### 2) 返還墓地の効率的再契約の促進

時代的な流れもあり、お墓の流動化が進んでいます。当園 30 年の時代の経過の中で、開園当初に定年期を迎え墓地を求められた方々が 80 歳前後の熟年世代になられています。それらの人々がそれぞれの事由によって、終活項目の一つとしてお墓の将来を懸念され、返還をされるケースが多くみられます。返還区画の再契約について、一定のルールのもとに利用促進に努め、調和ある利用に供します。

### 3) 5年目の墓地活性化策、新規需要の推進

南大萱地域墓地活性化対策は5年目を迎えるなかで、既契約者の申請は落ち着いた状況にあり、今年度は新規当該需要の掘り起こしが重要となります。また、経年の同活性化対策の主旨や制度の徹底とともに、地域墓地・西野墓地管理者が同墓地改修事業に着手。改修整備工事が徐々に進むことと相まって、西野墓地を使用され当霊園にも確保されている重複権利者の中には、次・三男分家対策を基本に直系親族への承継的権利移転が進む方向にあり、団塊世代が老齢期の墓地需要期を迎えるなかで、創設の先人が画策された「地元による地元住民への不自由のない墓地供給」のため地元住民へのより広い使用契約に努めます。

### 4) 墓地管理料フラット化のフォロー対策

「墓地管理料のフラット化・値上げ」は令和2年度に事前告知を行い、3年度に実施しました。多くの課題を抱え、しかも高額な提案であったことから準備段階からも多数の指摘があったところであるが、多くの理解が得られスムーズに進める事ができました。

こうした使用者理解に感謝し、利便性の向上や使いやすい霊園への活性化に取り組むとともに、無駄のない管理運営に努めます。

特に、未施工墓地で管理料が据え置き特例となっていた墓所で墓所築造工事が実施され、値上げ対象となる使用者には真摯な説明を行い、理解を得ることとします。また、「消費税込みの総額表示」が義務付けられたことを踏まえ、機会あるごとに「管理料額、消費税額」の内訳を示す「総額表示」とし管理料、税区分の明確化を図ります。

### 5) 年間管理料の複数年納入制度の検討、導入

当霊園では墓地使用規則・第7条2項により「年間管理料は口座振替を原則とし、毎年4月末日に使用申込時に提出した指定金融機関の口座から徴収する」と表しており、使用者管理の意味合いから慣例的に「単年度納入」を基本とし、複数年納入制を取っていない現状にあります。

そのようななかで高齢使用者の中には、子ども達に負担をかけたくない終活事項の一環として複数年、それも長期にわたっての管理料一括支払いの申し出が多く寄せられています。このような要望に応える意味合いと令和3年度からは管理料の値上げによる平準化が実現したことから、使用者間での不平等がなくなる（一部特例減免対象者は除く）ことから、来季に向け管理料の複数年納入制度の構築導入を図ることとします。

- ① 設定期間 短期・5年 中期・10年 長期・20年

- ② 墓地使用規則の改正
- ③ 長期割引の有無、消費税額の問題
- ④ 他制度との関連性、整合性

## 6) 収益事業を開始へ

当霊園では創立 34 年を数え、公益への転換約 11 年を迎えますが、その間取り巻く情勢は厳しいものに変化をしてきています。設立当初から今日までの草創期は地元南大萱区からの財産区財産ならびに資金提供があったことや、地域発展の中で多くの新墓地供給が出来たこと等から、結果的に順風満帆の運営であったと言えます。しかし、開園 30 周年を経過し、成熟期を迎えるなかで少子化や墓地ニーズの変化による多様性が進み、霊園経営は新しい段階に差し掛かり、公益への転換はそのきっかけであったともいえます。

そうしたことから、当園では自己資本の強化による経営体質の強化を目論む中で、使用者のご理解をいただき管理料の値上げを実施。今後の厳しい経営環境への備えとしたが、更なる経営改善を図ることを目的に収益事業を立ち上げ、公益事業をサポートする新事業として育成。総合霊園経営実現に向け、盤石の経営体制構築を図ります。

## (2) ニーズに応えた永代供養墓の設置・運営

### 1) 永代供養・合葬墓「おおがや悠久」の建設へ

少子化の急激な進行、「高齢世帯の増加」や「核家族化」などお墓を取り巻く環境は大きく変化し、生活感が変化する中で、お墓の在り方や弔い方法にも変化が見られます。これまでの多くが子々孫々に渡り「家」としてお祀りをしてきたものに加え、近年では個人や夫婦など「個もしくは単位」でお祀りをするような形態もあり、多様に変化をしています。

これまでは、都市への人口流入とともに多くが寺院墓地や公営墓地の小区画（1㎡・一聖地）墓地に葬られ、それに足りない部分を補う形で民間の郊外型霊園墓地が、都心部にはビル型収納壇型納骨施設が整備されて来ました。しかし、これらはいずれも多額の権利使用料が発生することから、最近では手軽な永代供養墓が大きく注目される状況にあります。

お墓を持つのはチョット大変。しかし、永代供養墓・合葬直行墓もあまりにも忍びない。そうしたなかでこれからの使用者需要の可能性を中庸である納骨堂と合葬墓機能を兼ね備えた「合葬式永代供養墓」に求め、「周辺利用住民が安心して将来に向けて担える墓地であり、次世代の墓

守に負担なく引き継げる墓地」として建設に着手します。

仕様は概ね 50 年間の使用を計画、施設全体はシンボルモニュメントを中心にその時間の経過に耐えうる斬新なものを企画。加えて、墓参者の精神的満足度を満たす重厚な施設の具体化を図ります。また周辺の公園造成措置とあわせ、周辺美化の維持管理にも低コストの運用を基本に取り組むこととします。

## 2) 合葬墓「おおがや悠久」の運用

多くの永代供養・合葬墓のしくみは、遺骨を骨壺のまま一定年数保管する個別保管・納骨機能と焼骨を骨壺から出して共同で埋葬する合葬機能があり、どちらか一方もしくは両方を採用する方法があります。そのようななかで、本園においては両方を採用することとします。

特に、本園の存在するバックグラウンドは歴史の地であり、墓地は故人を永年にわたって供養し、遺族を含めその選択には十分な期間が必要であるとする「慎重な土地柄」であることを考慮し、一定期間（5年、10年、15年）の個別保管後、合葬へ移行する運用を採用し、個別保管期間中は途中解約による焼骨の返還・合葬回避を可能とする仕組みとします。

そのことにより、一定期間の個別保管や合葬に対して保管等のスペースやその間の維持経費が別途必要となることから、一定の維持管理費用負担が必要になります。また合葬施設であることから、個別保管にさいしても事後の選択に対して焼骨を判別できるようにする配慮や、本来の合葬墓の機能を損なうことのないよう個別の祭祀や随時の遺骨の出し入れは認めない、こととします。

また、合葬行為によって個・故人が大衆の中に埋没するとの同施設の欠点ともいえる部分を補い、故人を顕彰する仕組みとして「墓銘碑施設」を併設。希望者には将来に亘り故人を偲び、顕彰していただけることとしたい。

## 3) やすらぎ制度（仮称）の制度の創設実施

現今の墓地事情は生活領域の多様化とともに、使用者の多くは後見人である子どもたちが日本全国・外国にまで生活空間が広がる中で、自分・親世代の老齢化とともに自家墓の「維持管理サービス」による継続とその延長線上にある永代合葬施設への供養形態への移行を求めています。すなわち、自分たち親世代はお墓を持ち、弔いお参りをしたい。またどちらかが先に他界をしてもその菩提は互いに弔いはする。が元氣の間は



良いが不自由になれば維持サービスでつなぎ、子供に将来は託す。が子どもが見てくれないなら自分で合葬式 永代供養墓にお世話になりたいとの意図が感じ取れます。

永代供養合葬墓の運用とともにトータルサービスとしての「おおがや安心制度」の提案を行います。

### (3)「やさしさの霊園」へ実践活動！

#### 1) 充実の多機能付きメイントイレを生かす

4000 区画を超えるご使用をいただく中で、開園 30 周年記念事業でトイレ設備の新設を画策・検討。霊園施設のトイレとしては若干の贅沢感はあるものの近年の高齢化の進行や車いすでの墓参者の増加、社会インフラの高度化によるトイレ設備の高性能化、衛生志向の高まり等を考慮し、充実の機能を整えていただきました。

内容的には体の不自由な方への対応や乳幼児のおむつ交換、オストメイト機能を備えた多目的トイレ、さらには男女使用を分離した大規模総合トイレの充実施設となり「やさしさの霊園」の実現を目指す本霊園のシンボリック施設として運用を開始・3 年目を迎えます。特にトイレ利用については駐車場身障者用マーク表示（2 年 10 月工事）と相まって、定期的な介護タクシーによる利用も見られるなど認知、活用の幅が広がっています。

#### 2) 総合休憩所「ほのぼの庵」の活用

より使用者の利用自由度の高い・利便性を考慮した休憩所施設「ほのぼの庵」が完成し、運用 3 年目を迎えます。開園 30 周年記念事業の取組で、トイレ整備に併設し総合休憩所施設の充実を図ることが出来ました。使・利用者が自由に利用いただけるくつろぎとやすらぎの空間を提供し、近年の利用者ニーズでもある公共財としての公園墓地機能の充実にも貢献、より親しみとやさしさに配慮した霊園づくりの拠点としての活用を図ります。

#### 3)「夢、のせて！」シャトルバスを考えます

開園当初から墓参用シャトルバスの運行が議論・検討されたが「時期尚早」判断の中で実現することなく今日を迎えています。しかし、開園時の若者は 30 年を経過し、免許返納も遠くない壮年シニア世代となられるなかで、シャトルバス設置が顕在化する状況にあります。加えて、広範囲の方々にご利用いただく状況となり、最寄りの JR 瀬田駅をターミナルとす

る使用者要望も多く耳にするところです。

このような背景の中で、西野墓地・地元対策を含め、シャトルバスの設置ならびに運行について考えます。

加えて、新規契約者のアンケート集計からも言える事ですが、「瀬田地域における当霊園の認知度が著しく低い」ことです。理由はエリア内の新住民の急激な拡大や墓地需要が多様化・変化していることが考えられますが、これまでの活動のなかで「ほとんどPR, 宣伝広報に関する活動をしてこなかった」ことも反省点といえます。そうしたことから、今回「一石三鳥」を狙い、高額投資ではあるものの多面的な思考の中から単純なシャトルバスとしてのバス運行だけでなく、霊園の宣伝媒体、又は今回の「おおがや悠久」プロジェクトの宣伝PR媒体としての設置・運行を考えての多面的バスの設置・運行を考えています。その為、外観には霊園の広告塔としてのラッピングを施し、斬新なデザイン表示を行うとともに、瀬田駅経由で南大萱地域を循環する運行具体策を構築。定期運航によって走る広告塔としての機能を持たせることとします。

#### 4) 計画性による霊園内通路スロープ化整備の推進

当霊園の特徴として、園地が山間でなく平地であることが挙げられます。しかし、階段が皆無という訳ではありません。緊急を要するところから園地のスロープ化工事を実施していますが、いずれも十分とは言えません。多くのお参りいただく方々の利用者満足度を高める意味からも、今後も継続した改修工事を実施していくこととします。

特に第一工区を重点的に踏査し、初期改修工事でスロープ化は出来ているものの一部車いすの進入できないエリアがあるためそのことの解消に向けて取り組むこととします。

#### 5) グランドゴルフ施設の平準利用と東屋・叡観亭の活用

当霊園の最も賑わいのスペースとして年間延べ 5000 人の愛好者にご利用いただいています。この交流の輪をさらに広げ、利用の拡大を図るとともに恒例の理事長杯グラウンドゴルフ大会の定期開催に努めます。

#### 6) 子ども健全育成対策としての「地藏盆まつり」

子どもたちを巻き込んだ宗教行事でもある地藏盆。従来はお盆の締めくくり行事であり、夏休みの終わりを飾るお楽しみ会として、幼・保育園児の参加を呼びかけ、地域住民とも交流のできる催しとして盛大に開催。しかし、近年は台風により縮小、昨年はコロナ禍で宗教行事のみの開催

となっており、残念な結果に終わっている。本年はコロナ禍の経過を見極めるなかに総合休憩所の活用とも合わせ検討することとします。

## 7)「第4回さくらまつり」コロナで連続中止に！

春彼岸の勉強会行事として定着してきた同研修会ですが、更に29年からは発展的に当霊園の桜が満開となる4月初旬に時期を遅らせ第一回を開催しました。本来であれば第4回を数え、開園30周年記念事業に伴う一連の事業として、完成した諸施設の完成披露を兼ねた盛大なさくらまつり企画を画策いたしましたが折からの新型コロナウイルスによる緊急事態対策としての自粛策により中止。昨年も継続するコロナ危機で中止。本年もコロナ禍が終息することなく3年続けて中止することとしました。

## (4)「四季の美」をめで、充実の公園墓地を！

### 1) 四季を通じた霊園修景管理の充実

霊峰・比叡を借景に雄大な自然景観の四季を見ることができる当霊園はそれぞれに趣があります。整然と並ぶ墓地、周囲を囲む樹木、水を満々とたたえた下丸尾池とシンボル・古代灯籠。四季折々の適切な管理体制の充実によって、訪れる・お参りの人々の心を和ませてくれます。

### 2) 安心安全の公園墓地実現への対策強化

当霊園開園から30年を経過するなかで一部施設面での老朽化や安全面の課題がみられます。そうしたことへの対策はたゆみなく続けていかなければなりません。特に各区画の修景木であるさつき、玉柘植の植栽が大きくなり通路部分を圧迫する部分等、現場状況に適合した植生管理や改修に取り組むこととします。

### 3) 利便性の向上へサービシ的業務の充実と取り組み検討

開設以来当霊園は地元指向が強い中でのスタートであったことから墓地供給に重点が置かれたこともあり、他施設では当然とされたユーザーサービスのメニューも実施することなく今日を迎えています。そのようななかでユーザーの数的広がり(約4000家)とともに面的にも多方面に広がったことからユーザー個人はもとより縁者や友人など遠来の墓参者も大変多くなっている現状にあります。そこでメインである墓地提供に加え、5年目を迎える供花取扱いの充実・強化とともに、使・利用者の利便性向上に起因する関連サービス事業への取り組みを検討します。

#### 4) 案内看板の整備と適正化改修の取組み

落ち着きとやすらぎの公園墓地を目指す中で、統一した考えに基づく看板設置が重要と考えられます。霊園域全体をデザインし、美的景観形成に配慮した、使用者により親切な案内看板・道しるべとなる看板設置を進めます。特に近隣対策の観点から南進入路をメインとした広報や看板設置を重点的に実施することとします。

#### 5) 下丸尾池活性化プロジェクト2年目の取組み

汚泥に咲く蓮の花は極楽浄土の象徴と言われます。幸いにして当園には敷地内に下丸尾池を有することから、蓮を中心とした景観形成を研究するとともに、放生池としての機能を具備するため色鯉等の放流・育成を研究し、訪れる人々に「おおがや悠久」の情感を提供するプロジェクトを実施します。2年目の本年は昨年へ続き色鯉の稚魚の放流・育成を続け、絶対量の確保とカワウの餌にならない大型化を図る事。また花蓮に関しては株分による増鉢を行い園内展示の増強を図ることとします。

### (5) 長・中期計画で確かな「あゆみ」を！

#### 1) 「先人顕彰碑」の起草と具体化に向けて

当園誕生の起点は昭和44年にJR瀬田駅が開業。瀬田地域がこれまでの農村集落的たたずまいから住宅開発が進みベッドタウン化が形成される頃に見ることが出来ます。今から50年前、時の先人たちはやがて耕地が住宅に代わり、そのことによって田用水のための溜め池は必要がなくなること確信。地域の発展と繁栄、子々孫々にわたる公共の福祉を目的とした霊園の創設を画策された、その決断は大きいと言えます。

その後、色々な課題解決を図りながら昭和62年に母体となる財団法人を設立、平成2年には第一号の使用許可となり、平成24年には公益財団法人へ発展的改組、7000区画の墓域に4000区画のご使用をいただくまでの発展を遂げています。

いま遠大なる構想から50年。今ある姿を感謝し、今後の更なる発展を願い、当園設立を顕彰する為の事業を起草、記念碑の設置とともに後世へ伝えていくこととします。

#### 2) 次期中期経営計画の樹立に向けて

第2次中期経営計画は2019（平成31年）～2023（令和5年）の5年間

を期限として策定。前半を経過する中で初年度は開園 30 周年記念事業・総合休憩所多機能便所新築工事「ほのぼの庵」の完成、同記念イベントの企画等で忙殺。2 年度はコロナ禍による自粛で静かな平常業務と新年度に向けた永代供養・合葬墓構想の企画検討。3 年度は永代供養・合葬墓をメインとする“おおがや悠久”プロジェクトを始動。4 年度はその具体的な運用を、5 年目は仕上の年であり、次期 5 カ年計画の策定となります。

考察するべきは開園 40 周年の確たる方向を探り・示すことにあります。開園 40 周年を迎えるときの当霊園の姿を思い描き今から行動を起こさねばなりません。

### 3) 南大萱活性化対策と「移転意思表示」期限の対応

南大萱墓地活性化対策が大きく受け入れられたことを受け、移転意思表示の懸案課題が一定の方向性が見えてきたといえる状況にあります。そのようななかで、現行意思表示期間は平成 26 年 12 月 18 日報告によって期日は 10 年間延長・平成 37 年 3 月 31 日とされています。これを読みかえると満期日は令和 7 年 3 月 31 日となり、本年より 3 年先となります。

一方、本家西野墓地は西野墓地管理協議会が立ち上げられ、墓苑通路の改修や不在利用者の特定作業に取り組みられるなど改善活動を積極的に実施いただいています。その様な経緯の中で霊園に墓地を使用いただいているもののメイン使用が西野墓地にある 65 家のうち 1 家の分家筋への継承移管が行われる等「霊園利用判断」が進むと考えられます。

こうしたことから、今後の対応については減免に該当する西野墓地利用者の次・三男対策が中心となる状況にあります。

## (6) 管理体制の強化とたゆみなき合理化追求

### 1) 永代供養合葬墓の管理システムの構築・設計

新しく取り組もうとする永代供養合葬墓は全くの新しい仕組みのお墓であり、管理システムの構築もできていない。そうしたことから、使用契約から保管管理、納骨処理に至るまでの一連の焼骨の管理、それに応じた事務処理等のシステムの構築が重要となります。

特に生前予約の仕組みについては焼骨の無い状態での契約となり、施設利用時期が不確定となる事から利用者情報システムの管理・運用、権利者の照合作業に関しては慎重な対応が重要となります。

## 2) 任期満了に伴う理事役員の改選

第36期は2年を任期とする理事の任期満了に伴う改選期にあたります。そうしたことから、人事の任免権をもつ評議員会によって検討、決算総会迄の間 協議が続けられることとなります。コロナ禍に加えて国際関係が厳しい経営環境の中での役員改選であり、経営判断をゆだねる執行役員の責務は重要と言えます。

## 3) 管理用倉庫・そなえ舎の多面的活用

霊園施設の広がり と墓地使用の拡大に伴い、保管すべき道具・用具類が増加していることに対応する目的で整備した管理用倉庫。併せて今後の霊園事業の広がり に備えた管理作業者の詰所機能にも配慮した炊事場等を備えた設備としたもののいまだ活用できていない。そのことを踏まえ、今後は建物・保管物ともに丁寧・大事な取扱いに徹し、有効活用することによって幅のある霊園活動に供することとします。

## 4) ホームページの活用による情報発信強化の取組み

運用から6年目を迎えるホームページは公益法人の責務を果たす意味からも、霊園情報の積極的開示と広報活動の充実の面で大きく役立っています。更なる活用のため活性化を図ります。なかでもピックアップ欄等の新着情報提供の充実が重要であり、共通認識としてより多くの人の情報提供体制構築が必要と言えます。

## 5) 諸規程類の充実的見直しの実施

業容の拡大とともに、現実の業務運用面で不整合な事項の発生やより細部にわたっての決め事が必要な場合、また事業の広がりによって未整備のものなど、業務を迅速かつ正確に執行するためのツールである決め事・規程類を順次整備していきます。

## 6) 霊園管理事務の事務改善への取組み

28年度に整備を完了した、利用者のバックデータ管理を「カルテ方式」により一元管理する方法の更なる整備を追求します。それとともに更なる改善を求め取組を強化します。

## 7) 園内上水道供給施設更新への検討

29年度から大津市公営企業水道料金の値上げ（受水口径による基本料金改定の差額・75mm 契約、430,220円/年）によって大幅な負担増加となって

います。通例、公共水道施設は40年が耐用年数と言われる中で、当園では創立から30年を経過、今しばしの猶予はあるものの、広範の施設規模を有していること、墓地管理上最も重要なインフラであること等を考慮し、万全を期す意味からも改修整備についての検討を開始します。(第3期中期経営計画反映事項) 耐用期限・令和13年完成を想定。

## **8) シンボルマーク活用と広報ツールとしての広がりをも！**

創立30周年当年度事業としてシンボルマークの制定等を行ったが、更に定着化を図るため、同図案の露出とあらゆる場面での使用を心掛け、広く認知されるべき活動に取り組むこととします。特に開園30周年記念事業で掲揚台の完成を見たことから、年間を通じた国旗ならびに霊園旗の掲揚を行い、訪れる人々への意思表示と意識付けを行います。